

報告第 39 号

小城市立幼稚園の副食費助成事業実施要綱を定める告示

小城市立幼稚園の副食費助成事業実施要綱を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 1 月 23 日 提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和元年 10 月施行の幼児教育・保育の無償化に伴い、小城市立幼稚園に就園する子どもの給食費のうち副食費について、就園する保護者の経済的負担を軽減するため。

小城市告示第 3 号

小城市立幼稚園の副食費助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、小城市立幼稚園に就園する子どもの保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用（以下「副食費」という。）を助成することにより、その保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する市内に住所を有するものとする。

(1) 市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯の小城市立幼稚園に就園する子どもの保護者

(2) 小城市立幼稚園に就園する子どもの世帯の第 3 子以降の子どもの保護者。ただし、小学校 3 学年修了前子どもが 3 人以上いる場合とする。

(助成の範囲)

第 3 条 助成の対象となる副食費は、助成対象者に係る副食費とし、子ども 1 人当たり月額 5,000 円を助成限度額とする。

(助成の方法)

第 4 条 助成の方法は、助成対象者に係る副食費の支払いを免除することによって行い、免除した副食費の額に相当する額を市が支払うことによって行うものとする。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、副食費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。